

会議の内容

1	会 議 名	第2回習志野市バリアフリー基本構想策定協議会
2	開 催 日 時	平成25年10月21日（金）午前10時00分～午前12時00分
3	開 催 場 所	消防庁舎5階講堂
4	議 題 及 び 会 議 の 概 要	<p>◎議 題</p> <p>1. 開会 2. 議事 （1）基本理念・基本方針の検討 （2）各地区の現状と課題 （3）重点整備地区の検討 （4）生活関連施設及び生活関連経路の検討 3. その他 4. 閉会</p> <p>【委員からの主な質問・意見】</p> <p>議事1：基本理念・基本方針の検討 <u>質問：</u> 特定事業者とはどのような事業者か。 <u>回答：</u> 道路管理者（国・県・市）、交通管理者（公安委員会）、交通事業者（鉄道・バス・福祉タクシー）、路外駐車場の管理者、公園の管理者、建築物の管理者の6事業者です。</p> <p><u>質問：</u> 建築物の管理者とは、どのような建築物の管理者か。 <u>回答：</u> 生活関連施設で、バリアフリー化は義務ではなく努力目標である。</p> <p><u>意見：</u> 資料5ページの基本理念について、1行目の出だしの表現が固い印象を受けるので、「移動等の円滑化に係る整備」と限定せず、ハード・ソフトを含めた取り組みを反映した表現が良いのではないか。</p> <p>議事2：各地区の現状と課題、議事3：重点整備地区の検討 <u>要望：</u> 公園敷地内への違法駐輪の対策を行った結果、車いすやベビーカー一等も入れなくなり、市にお願いをして入口を開けた経緯がある。市内では同様の違法駐輪対策を行っている公園がある。このように、地区の優先順位に関係なく、やろうと思えば今すぐに行けることを、他の課とも連携・協力をし、取り組んでいただければありがたい</p> <p><u>質問：</u> 資料21ページに重点整備地区の選定手順1、2とあるが、新京成新津田沼駅は選定手順2で選定されたという理解で良いか。 <u>回答：</u> 選定手順1、2の両方に該当している。</p>

4	<p style="text-align: center;">議 題 及 び 会 議 の 概 要</p>	<p>要望： 新習志野駅周辺地区の総合福祉センターは、公共交通で来る場合、新習志野駅を利用する方が少ない。コミュニティバスなども発達し、総合福祉センターに来やすい環境が整いつつあるが、引き続き配慮いただきたい。</p> <p>質問： 重点整備地区の考え方は、最終的に500mとしたのか。</p> <p>回答： 交通バリアフリー基本構想策定時におおむね500mで設定していたが、今回は施設の配置を考慮しつつ500m～1kmの中で区域を設定していく。</p> <p>意見： 必要性和実行性の観点から、地区選定と中身の整備優先順位を考えてはどうか。</p> <p>回答： 各特定事業者の整備内容やスケジュールが明確になっていないため、今後詳細については検討していくことになる。</p> <p>まとめ：「JR 津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区」「京成津田沼駅周辺地区」「JR 新習志野駅周辺地区」の3地区を重点整備地区とすることです承を得た。</p> <p>議事4：生活関連施設及び生活関連経路の検討</p> <p>質問： この協議会は、事務局が選定した場所、道路、経路などを協議する場と考えて良いか。普段抱えているバリアフリーに関する問題点を出し、検討する場と考えた方が良いか。</p> <p>回答： 広範囲に渡った視点からご意見いただきたいので、特になにかに限定したものではなく、ご意見いただければと思っている。</p> <p>質問： 歩道と横断歩道との段差とは具体的にどれくらいなのか、数字は出していないのか。</p> <p>回答： 習志野市では、走行性や歩道と横断歩道との境を認識することが出来るように2cmの段差をつけて整備する方針だが、ご意見いただければ幸いである。</p> <p>提案： 資料51ページの生活関連経路では、新習志野駅から直接国道357号に直接結んだ方が良いのではないかと。</p> <p>回答： 再度現地を確認し、経路に追加するか検討したい。</p> <p>まとめ： JR 新習志野駅周辺地区については、追加案件（経路の追加）もあり得るということです承を得た。</p> <p style="text-align: center;">次回は12月17日に開催予定</p>
5	傍聴者	1名
6	問い合わせ	<p>所管課名：都市整備部 都市計画課 電話番号：047(451)1151 内線383</p>